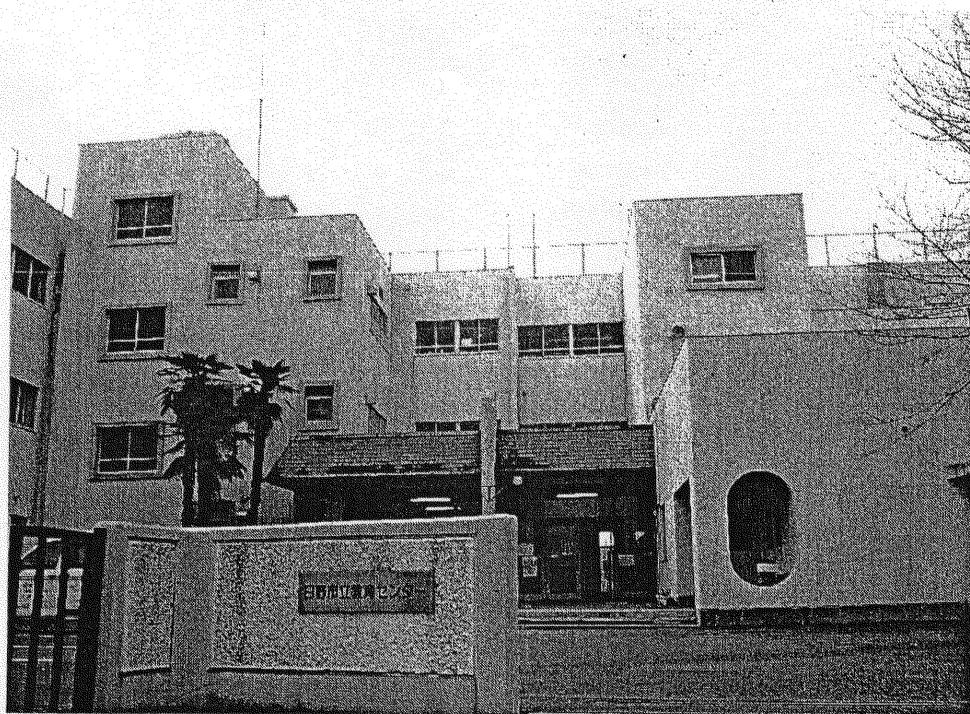


平成22年度（2010）

要 覧



日野市立教育センター

目

次

日野市立教育センター事業案内	1
I 教育センター概要	2
1 設置目的	2
2 施設	2
3 沿革	2
II 運営組織	5
1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置	5
2 日野市立教育センター組織・係	5
3 運営審議会	6
4 教育センターの部・係（担当）	7
III 事業計画	8
1 調査研究部	8
2 研修部	11
3 相談部	12
IV 設置条例・施行規則	15
1 日野市立教育センター設置条例	15
2 日野市立教育センター設置条例施行規則	16
3 日野市適応指導教室設置要綱	17
V 教育センター案内図	

日野市立教育センター事業案内

教育センター	開館時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	
	休館日	土曜・日曜日・祝日	TEL 042-592-0505
	〒191-0042	日野市程久保 5 5 0	FAX 592-1148
一般教育相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-1160	
	午前 10 時～午後 5 時	FAX 592-1148	
	子どもこころの電話相談	TEL 592-2782	
学校生活相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-0863	
	適応指導（わかば教室）	午前 9 時～午後 4 時	FAX 042-592-1148

I 教育センター概要

1 設置目的

日野市立教育センターは、学校教育はじめ社会教育・家庭教育との連携を含め、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究及び教育関係者の研修を進め、また教育相談及び適応指導等を通じて、教育に関する課題や市民のニーズに応えるとともに、新たな教育施策に活かし得るシンクタンクとしての役割を持ち、日野市における教育の充実と振興を図る教育・研究機関として位置する。

教育センターは、次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究
- (2) 学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (3) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (4) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (5) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (6) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。
- (7) 教育の資料及び情報の整理、保存及び活用に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

2 施設

施設名	所在地	開設年月日	部屋名と数
日野市立教育センター	日野市程久保550番地	平成16年4月1日 日野市立教職員研究室を中心に教育相談室及び健全育成・適応指導「わかば教室」を統合・拡充し、それに新規事業も加えて設置	所長室・応接室1 所員室3 講堂1 講座室1 相談室1 面接室4 プレイルーム3 学習室4 待合室1 教材室1 会議室1 パソコン室1 パソコン準備室1 理科室1 理科準備室1 教育図書資料室1 倉庫1 事務室1 印刷室1 その他

3 沿革

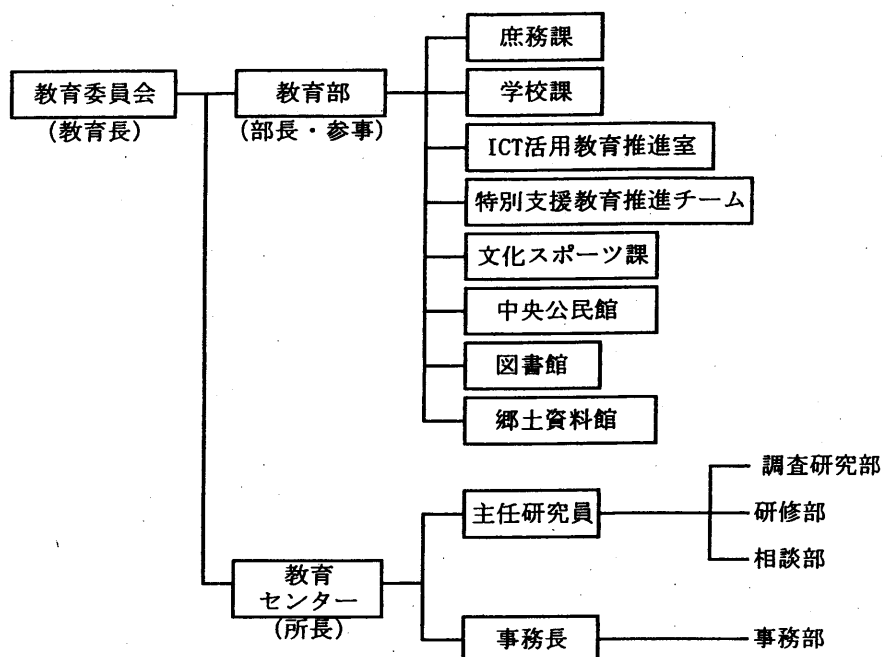
- 昭和61年4月1日 「日野市教職員研究資料室」設立（潤徳小学校校舎）教育相談室を資料室へ移転。初代室長 黒沢保雄、顧問 重松鷹泰
- 昭和61年4月30日 日野市教職員研究資料室設置規則を制定する。
- 昭和63年4月1日 日野市健全育成室を設立（市立日野第二中学校内）する。
初代室長 山本 保
- 平成5年9月7日 日野市議会定例会議案第70号「日野市立教職員研究室設置について」が「同設置条例施行規則」を参考資料として上程可決される。
- 平成6年4月1日 「日野市立教職員研究室」が設置される。
初代室長 園田 匠、次長（課長補佐職）高橋喜代子
- 平成6年8月2日 日野市立教職員研究室室長 園田 匠が退職し、8月3日付で日野市教育委員会教育長に任命される。
- 平成6年10月13日 日野市立教職員研究室長に清水七郎が任命される。

平成 7 年 5 月 9 日	平成 7 年度第 1 回運営審議会を開催する。—以下省略—
平成 10 年 4 月 21 日	ひのっ子教育 21 研究員会第 1 回総会（平成 15 年度まで）を行う。
平成 10 年 5 月 1 日	教職員研究室事務長に伊藤峯夫（市民課長より）が着任する。
平成 10 年 5 月 19 日	平成 10 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授 以下平成 15 年度まで審議会及び委員長。）を開催する。
平成 11 年 2 月 25 日	第 1 回ひのっ子教育 21 研究員会研究発表（以下平成 17 年度まで）を行う。
平成 11 年 3 月 31 日	平成 10 年度市立教職員研究室紀要第 11 集（以下 15 集まで）を発刊する。
平成 12 年 4 月 1 日	教職員研究室事務長を野崎芳昭（学校教育部参事兼指導室長）が併任する。
平成 12 年 4 月 1 日	日野市適応指導教室「わかば教室」が日野市日野 1369-27 東町まちづ くり事務所内に開設される。
平成 14 年 3 月 31 日	日野市立教職員研究室長 清水七郎退職する。
平成 14 年 4 月 1 日	長谷川一彦（学校教育部参事兼指導室長事務取扱）が教職員研究室長事務 取扱・事務長事務取扱に就任する。
平成 15 年 1 月 1 日	日野市立教職員研究室長に篠原昭雄が任命される。
平成 15 年 3 月 7 日	日野市教育センター在り方検討委員会（委員長 篠原昭雄）が教育委員会 に設置され、第 1 回会議が開かれる。
平成 15 年 9 月 2 日	教育センター在り方検討委員会が検討結果を加島俊雄教育長に報告する。
平成 15 年 12 月 18 日	日野市議会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例（平成 5 年条 令第 22 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例」（平成 15 年条例第 26 号）が可決成立し、平成 16 年 4 月 1 日開設が決まる。
平成 16 年 1 月 9 日	教職員研究室が潤徳小学校から旧高幡台小学校跡に移転する
平成 16 年 3 月 27 日	日野市教育委員会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例施行規 則（平成 6 年教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する「日野市立教育セ ンター設置条例施行規則」が可決成立する。
平成 16 年 4 月 1 日	「日野市立教育センター」が設置される。 初代所長 篠原昭雄 主任研究員 長谷川一彦（教育部参事）併任 事務長 山田芳男（健康課長より）
平成 16 年 4 月 9 日	教育センター講堂にて開所式を行う。
平成 16 年 5 月 19 日	平成 16 年度第 1 回教育センター運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大 学名誉教授）を開催し、事業及び運営について審議する。
平成 17 年 2 月 28 日	平成 16 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。
平成 17 年 3 月 1 日	平成 16 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 17 年 3 月 31 日	平成 16 年度『教育センター紀要第 1 集』及び『教育センター相談部研究 紀要第 1 号』を発行する。
平成 17 年 4 月 1 日	主任研究員を田口康之（教育部参事）が兼任する。
平成 17 年 4 月 27 日	教育センター講堂にて、平成 17 年度ひのっ子教育研究員会総会を行う。
平成 17 年 5 月 17 日	平成 17 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。

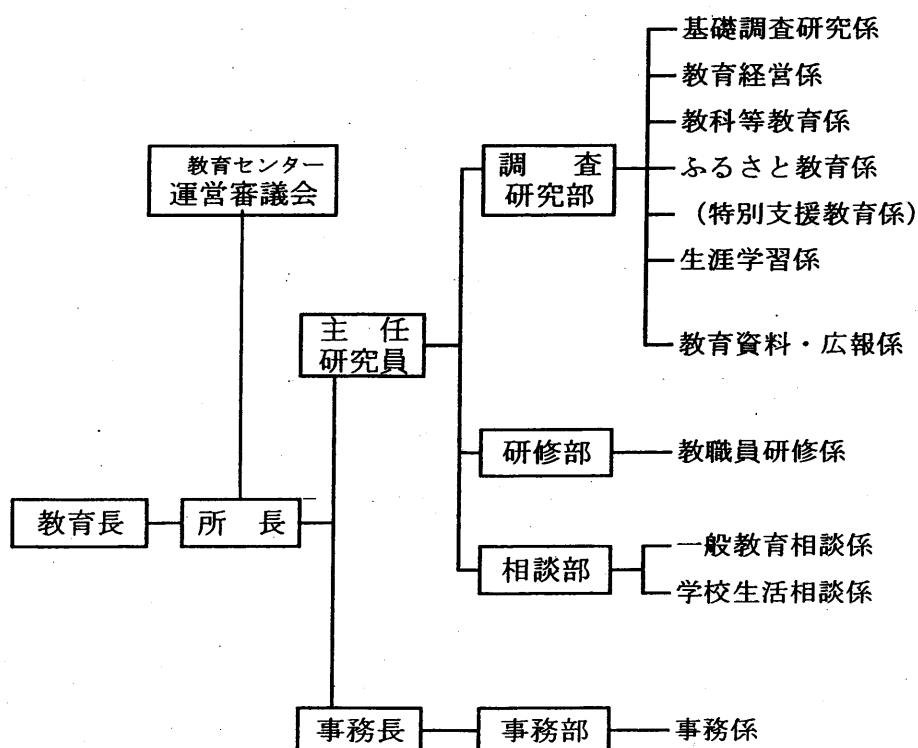
平成 18 年 2 月 23 日	平成 17 年度ひのっ子教育 21 研究委員会の最後の授業・発表会を行う。
平成 18 年 2 月 28 日	平成 17 年度五つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。
平成 18 年 3 月 2 日	平成 17 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 18 年 3 月 31 日	平成 17 年度『教育センター紀要第 2 集』『教育センター相談部研究紀要第 2 号』及び『「郷土日野」指導事例第 1 集』を発行する。
平成 18 年 4 月 1 日	事務長 山田芳男が定年退職し、半田実（健康福祉部主幹）が就任する。
平成 18 年 4 月 28 日	ひのっ子教育 21 研究員会が、ひのっ子教育 21 開発委員会に改組（教育センターは庶務及び指導を担当）され、第 1 回総会を教育センターで行う。
平成 18 年 5 月 23 日	平成 18 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 19 年 2 月 23 日	第 1 回ひのっ子教育 21 開発委員会発表を日野第四小学校で行う。
平成 19 年 2 月 27 日	平成 18 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 19 年 3 月 1 日	平成 18 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 19 年 3 月 31 日	平成 18 年度『教育センター紀要第 3 集』『教育センター相談部研究紀要第 3 号』及び『「郷土日野」指導事例第 2 集』を発行する。
平成 19 年 5 月 24 日	平成 19 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 20 年 2 月 26 日	平成 19 年度三つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 20 年 2 月 29 日	平成 19 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 20 年 3 月 31 日	平成 19 年度『教育センター紀要第 4 集』『教育センター相談部研究紀要第 4 号』及び『「郷土日野」指導事例第 3 集』を発行する。
平成 20 年 4 月 1 日	主任研究員を浮須勇人（教育部参事）が兼任する。
平成 20 年 5 月 20 日	平成 20 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し事業計画及びその審議を行う。
平成 20 年 10 月 16 日	調査研究中間報告会を教育センター講堂で行う。
平成 21 年 2 月 19 日	平成 20 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 21 年 2 月 27 日	平成 20 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 21 年 3 月 31 日	平成 20 年度『教育センター紀要第 5 集』『相談部研究紀要第 5 号』及び『「郷土日野」指導事例第 4 集』を刊行する。
平成 21 年 4 月 1 日	事務長 半田 実が定年退職し、下田 孝行（教育部主幹）が就任する。
平成 21 年 5 月 19 日	平成 21 年度第 1 回運営審議会を開催し事業計画及びその審議を行う。
平成 21 年 10 月 22 日	平成 21 年度調査研究中間報告会を行う。
平成 22 年 2 月 23 日	平成 21 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 22 年 2 月 26 日	平成 21 年度第 2 回運営審議会を開催し事業報告及び審議を行う。
平成 22 年 3 月 31 日	平成 21 年度『教育センター紀要第 6 集』『相談部研究紀要第 6 号』及び『「郷土日野」指導事例第 5 集』を刊行する。
平成 22 年 4 月 1 日	事務長下田孝行が定年退職し、渡辺秀樹（健康課副主幹）が就任する。

Ⅱ 運 営 組 織

1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置



2 日野市立教育センター組織・係



3 運営審議会

(1) 運営審議会 設置の趣旨と審議事項

日野市立教育センターの効果的な運営を図るために設置され、次の事項について所長の諮問に応じて審議する。

- 1 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育とその連携に関すること。
- 2 教育における専門的、技術的事項の研究及び普及に関すること。
- 3 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- 4 教育相談並びに学校生活相談に関すること。
- 5 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか必要なこと。

運営審議会は運営審議会委員長の召集によって、年2回開催される。

(2) 平成22年度 運営審議会委員

教育センターの事業及び運営について必要な事項を審議する。委員は、教育委員会が委嘱する。学校教育関係者、社会教育関係者、教育行政機関関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

(日野市立教育センター設置条例第8～13条)

<学 識 経 験 者>

亀 井 浩 明

帝京大学名誉教授

西 田 敦 子

元日野市立滝合小学校長

<社会教育関係者>

荻 野 治 雄

社会教育委員（元東京家政大学教授）

<学校教育関係者>

渡 邊 明 子

日野市立幼稚園長会代表（日野市立第五幼稚園長）

京 極 澄 子

日野市立小学校長会代表（日野市立第三小学校長）

尾 形 齊

日野市立中学校長会代表（日野市立日野第二中学校長）

<教育行政関係者>

浮 須 勇 人

日野市教育委員会教育部参事（教育指導担当）

宇津木 恵 子

日野市教育委員会教育部参事（生涯学習担当）

平成 22 年度 教育センターの部・係〈担当〉

所 長	篠 原 昭 雄
主任研究員 教育部参事	浮 須 勇 人
教育センター担当指導主事	小 林 邦 子
事 務 長	渡 辺 秀 樹

調査研究部 ○印 (係主担当)

●教育経営係	I C T 教育推進研究	主任 ○品 田 敏 男
		菊 川 民 雄
●教科等教育係	理科教育推進研究	○島 崎 忠 志
●ふるさと教育係	「郷土教育推進研究」	○小 杉 博 司
●基礎調査研究係	「ひのっ子教育 21 開発委員会研究」	主任 ○河 野 和 昌
	—英語活動・教育の小・中学校の効果的な接続—	
●教育資料・広報係	図書・資料の整理・貸出、所報・紀要の編集	○坂 井 洽 子
	センターHP・電子化等	○河 野 和 昌

研 修 部

教職員研修係	主任 ○原 田 由美子
〃	○二 馬 誠志郎
〃	品 田 敏 男
〃	依 田 明
〃	小 杉 博 司
〃	島 崎 忠 志

相 談 部

●一般教育相談係	教育・電話相談、学校訪問、研修、『研究紀要』	主任 ○依 田 明
〃	教育相談員（カウンセラー）	○望 月 桂
〃	〃	○織 田 順
〃	〃	○渡 辺 弥 生
〃	〃	○富 永 和 喜
●学校生活相談	「適応指導（わかば）教室運営」	主任 ○佐 藤 清 隆
〃	「 〃 」 （健全育成を含む）	○柳 元 太 郎
〃	「e-ラーニング」実施	○下 山 栄 子
〃	「 〃 」 （I C T 教育推進を含む）	○菊 川 民 雄
〃	適応指導教室カウンセラー	○佐 藤 充
〃	〃	○中 島 理 恵
〃	（学校課出向）	○佐 原 澄 夫

事 務 部

●事務職員	○弘 田 裕 子
〃	○鷹 取 孝

Ⅲ 事業計画

平成 22 年度教育センターの事業・活動については、新学習指導要領や「教育のまち日野」（学校教育基本構想）に基づく日野市の新たな教育課題に配慮するとともに、シンクタンクとしての教育センターの役割及びこれまでの活動の成果を踏まえて、日野市の教育の振興や教育へのニーズに応えるより充実したものとする。

1 調査研究部

学校教育基本構想の「教育センターの先進的な調査・研究の充実」を図るという基本方針を受け、日野市の教育の向上を図る上に当面する教育課題であるところの ICT 教育及び郷土教育の推進並びに理科教育の充実のための調査・研究を、学識経験者の助言も得ながら教育センターの所員と教育行政や学校関係者の協働によって行い、その結果情報を提供する。また、「ひのっ子教育 21 開発委員会の研究」については、新学習指導要領の実施に伴う重要な課題である『英語（活動）教育の小・中学校の効果的な接続』に関する研究に協力する。

（１）教育経営係：ICT 教育推進研究

① 目的

日野市の学校教育における ICT 環境の整備、ICT 活用に関する調査研究・推進を行う。

② 内容及び方法

ア 今後の ICT 環境整備のあり方を検討する。

次年度の機器の更新、より充実した ICT 環境の整備をはかるため、関係部署との調整、予算要望などの調査・研究を行う。

イ 日野市独自の「ICT マーク」の審査を推進する。

「ICT マーク」の、① 授業活用部門（教員、児童・生徒が授業で ICT を活用）、② 校務活用部門（校務支援システムを使って、週案時数管理、成績管理、ひのっ子宝箱、掲示板使用、ペーパーレス会議の実施）、③ セキュリティ部門（情報セキュリティ基本方針、対策基準、実施手順に基づいた厳密な実施）の 3 部門の取得を推進する。

ウ ICT を活用した授業の調査・研究をすすめ、『ICT 活用実践事例集』の充実をはかる。

③ 組織・運営

ア 学識経験者（信州大学教授 東原義訓先生）

小・中学校校長会代表（各 1 名）、小・中学校副校長会代表（各 1 名）

日野市情報システム課、教育委員会庶務課、ICT 活用推進室、指導主事、教育センター所員

イ 年 5 回の研究委員会を開く。

指導主事 教育センター所員などで研究委員会を組織して行う。

（２）教科等教育係：理科教育推進研究委員会の研究

① 主旨

ひのっ子の基礎学力の向上を目指し、魅力ある理科授業を展開し、「誰でも好きになる魅力ある理科授業」を構築するため、教育センターの支援のあり方を検討し、支援を推進する。

② 目的

ア 教師が魅力ある理科授業を展開するための、教育センターの役割や支援のあり方を明確にする。

教育センターに設けた理科支援センターの役割を明確にし、授業支援体制の確立に努める。

- ・文部科学省理科支援員配置事業に関する支援員の確保と各校の支援
- ・東京都教育委員会とお茶の水女子大学が協同で行う、小学校教員の理科教育における指導力向上事業で養成されたコア・サイエンス・ティーチャーを活用した研修会の実施
- ・「理科ねっとわーく」等ICTを使った研究成果の授業での活用の推進
- ・諸組織等との連携（小・中学校の接続、理科学研究校、地域の組織等との連携：緑と清流課、WING、多摩動物公園 等）

イ 上記目的を達成するため、教育センターの理科支援センター（コーディネーター）として、理科教育の環境整備のあり方について実践及び調査を通して研究を行う。

- ・教育センター理科室の経営のあり方の検討
- ・日野市の自然を活かした地域の教材化

③ 組織・運営

委員長（1名）小学校校長を委員長、中学校校長を副委員長

委員：理科教育の有識者、小・中学校副校長、CST専属理科支援員、CST教員、理科学研究主任指導主事、教育センター所員

（３）ふるさと教育係：郷土教育推進研究

① 目的

学校における郷土教育のあり方を追究し、日常の授業に生かせる実践的な研究を推進する。ふるさと日野に誇りと愛着を持つ『ひのっ子』を育成するため、「郷土意識を育む指導のあり方—郷土の自然・歴史・文化・人の教材化を通して—」を主題とした研究を行う。

ア 郷土教育が育む児童像・生徒像

○郷土の自然・歴史・文化・人を理解する子ども（理解） ○郷土の特色やよさを発信できる子ども（能力） ○郷土の一員として自覚と誇りをもち人々と協力する子ども（態度） ○郷土の発展を夢や希望をもって考える子ども（思考）

イ 学校教育における郷土教育の定着化をめざす

○郷土の自然・歴史・文化・人の教材化の意図を明確にする ○郷土の特色やよさ、変遷や変化、人の生き方がよくわかる郷土教材を収集・開発する ○郷土教材を活用した指導計画・実践例を提示する

② 内容及び方法

ア 「日野」の郷土教材の収集・開発を行う。

イ 郷土教材を活用した指導計画の作成や授業展開の工夫、副読本や郷土関連資料の活用を工夫し学習指導法の研究を行う。

ウ 「郷土資料館」「新選組のふるさと歴史館」「図書館」「日野宿交流館」等の関係諸機関と連携・協力した授業・学習指導法の研究を行う。

エ 研究の成果を「指導事例集第6集」としてまとめる。また、電子データ（PDFファイル）にし、教育センターホームページより利用できるようにする。

③ 運営組織

市内小・中学校教員、「資料館」「歴史館」「図書館」等の関係職員、学識経験者、教育委員会

指導主事、教育センター所員で研究委員会を組織し調査研究を行う。

(4) 基礎調査研究係：ひのっ子教育21開発委員会の研究

①目的

小学校外国語（英語）活動と中学校英語（学習）教育の円滑な接続・一貫性について、授業内容「カリキュラム」及び方法の研究を行い、効果的な接続の在り方を明らかにする。

②内容及び方法

ア 内容 ○小学校外国語活動のカリキュラム研究及び実践授業研究

○小・中学校の一貫した外国語（英語）学習カリキュラムの作成

○本研究をとおした小・中学校の接続・連携の在り方にかかわる授業実践研究及び提言

イ 方法 ・小・中学校25校を4つに分け、中学校を中心としたブロックを組織する。

・一学期 講師の指導により「外国語活動」の理念や現状と課題について学習する。

二学期 ブロック提案による研究授業・協議会（全体会）とブロック内の授業研究

三学期 発表会（滝合小学校と合同）、研究のまとめ

・開発委員全員による、実践事例指導案の作成と授業の実施

・研究の目標として、カリキュラムや実践事例集の作成など、成果が見える形にしていく。

③運営組織

学識経験者（国立木更津工業高等専門学校人文学系教授 清水公男先生）

小・中学校長会 各1名

小・中学校副校長会 各1名

小学校 各校1名

中学校 英語科教諭 各校1名

担当指導主事 1名

教育センター所員（庶務） 1名

計31名

(5) 教育資料・広報係

①教育図書・資料等の収集・整理・提供活動

図書の選定・購入や整理

・研究資料の収集・整理、その紹介や提供

・DVD資料の選定・編集や整理、その紹介・提供

・資料・図書等の整理方法の研究と提供方法の研究

・教育センター所報「教育センターだより」の編集・発行

・教育図書・資料の利用促進のためIT化を進め、学校図書館・教育センター・市立図書館との連携

・学校等の研究集録をホームページ等電子化により、教師の授業力向上・授業支援

②広報・普及活動

・教育センター紀要の編集・発行及び教育センター活動の広報・普及を行う。

・ホームページ等電子化による教育センター活動の広報・普及を行う。

2 研修部

(1) 教職員研修係

教育委員会学校課研修計画をもとにして、教育センター研修係は以下の業務を行う。

まず、初任者研修において、6名の担当所員が47名の初任者の指導にあたる予定である。学校訪問を学期1回・年3回行い、初任者の授業観察の後、個別的支援・助言を行うという方法で進めていく。担当者は、指導・助言を通し、初任者が気軽に声をかけられるような関係を作り、初任者の悩みにも応えられるように努めていきたいと考えている。

次に教育委員会が主催する教職研修会の補助を行う。おもに、申し込み受付、当日の受付業務、会場案内、音響設備設置等を行う予定である。本年度の研修内容は、職層に応じた研修Ⅰ、現職経験に応じた研修Ⅱ、今日的な教育課題解決のための教育課題研修Ⅲが予定されている。また、研修Ⅳとして、理科実技研修、昆虫スキルアップ研修、郷土教育研修、ICT研修会、教科専門研修（全体会）など夏季休業中に行われる研修会がある。特に、夏季休業中に市民会館においての教科専門研修（全体会）は、午前と午後の2回に分かれて学識経験者による講演が計画されている。当日の受付業務は研修部を中心に所員全体で行う予定である。

さらに、授業力向上研修Ⅰ（2・3年次研修）、授業力向上研修Ⅱ（4年次）にも関わっていく予定である。

(研修内容)

ア 職層に応じた研修（研修Ⅰ）

- ・学校組織マネジメントⅠ（校長）（2回）
- ・学校組織マネジメントⅡ（副校長）（2回）
- ・学校組織マネジメントⅢ（主幹）（3回）

イ 現職経験に応じた研修（研修Ⅱ）

- ・初任者研修（10回）
- ・授業力向上研修Ⅰ（2・3年次研修）（6回）
- ・授業力向上研修Ⅱ（4年次研修）（2回）
- ・10年経験者研修

ウ 教育課題研修（研修Ⅲ）

- ・評価、食育リーダー、人権教育理解推進、ICT活用推進、特別支援教育、幼小連携教育など

エ 特別課題研修（研修Ⅳ）

- ・理科実技研修、昆虫スキルアップ研修、郷土教育研修、夏季ICT活用研修、幼児教育研修、教科専門研修（全体会）、英語教育研修
- ・今後予定される夏季研修会

3 相談部

日野市教育センターの相談部の事業は設置条例4条の

(4) 教育相談及び学校生活に関すること。

(5) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。

に基づいて一般教育相談係「教育相談室」と学校生活相談係「適応指導（わかば）教室」の二つの係として活動している。特別支援教育の本格的実施に伴い、心理的ケアの重要性も増しており、関係各機関や学校との密接な連携を図っている。

(1) 一般教育相談

① 目 的

日野市に在住する幼児・児童・生徒（市内在住の高校生を含む）及び保護者や市民からの不登校やいじめその他の課題を解決するために来所による相談や電話相談等での教育相談に応じ、必要に応じて解決のための援助（他機関紹介を含む）を行う。

また、日野市の幼稚園、保育園、小学校、中学校と連携を図り、教育相談に関する研究の推進と教育相談の浸透普及につとめる。

② 内 容

ア 教育相談の実施

- ・ 知能・学業・性格・身体・性癖・進路・適性等に関する相談活動
- ・ 幼児・児童・生徒の生活・行動等への助言・援助
- ・ 市内公立幼稚園、小学校、中学校等における園・学校との連携
- ・ 心身に障害のある幼児・児童・生徒の就学（園）相談への協力

イ 教育相談の外部諸機関、諸団体との連絡・情報交換

ウ 教育相談に関する研究・研修などの教育相談活動の充実に関すること

エ 教育センター便りの執筆、教育センター相談部研究紀要の発行（年1回）

オ 教育センター内の適応指導教室「わかば教室」との連携

③ 相談方法

ア 電話相談

相談により直接電話で性格・行動・進路・余暇・しつけ・性の問題等の課題を相談することで課題解決の方法を探り今後の行動の一助とするよう助言・援助を行う。その際、適切な機関があるときは他機関紹介をする。また、継続して相談が必要となった時は来所相談の予約をする。

- ・ 電話相談 専用電話 042-592-1160 午前10時～午後5時

イ 来所相談

電話相談で予約し、指定した日に面接を行い、担当（心理職）を決定後、面談や諸検査等を継続的に行う。その際、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法やコラージュ等を用いた相談を行う。

ウ 子どもこころの電話相談（いじめ相談）

- ・ 幼児・児童・生徒、保護者、学校関係者などの電話相談に応じる。
- ・ 子どもこころの電話 専用電話 042(592)2782
- ・ 電話相談日・時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時

エ その他（学校等訪問）

- ・ 要請に応じ学校等を訪問し、子どもに関する生活・行動上の相談を行う。

(2) 学校生活相談係

① 目的・内容

学校生活における精神的悩み、人間関係でのストレス、不登校等、児童・生徒の心理的、又は環境をめぐる問題に関しての相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行う。

★具体的な内容

- ア 相談活動（学校生活上の問題、不登校に関すること）
- イ 「わかば教室」通室児童・生徒への指導・支援
- ウ 健全育成に関する調査・助言
- エ 学校・家庭・地域・他相談機関との連携

② 運営方法

- ア 目標と計画の下に適応指導、相談活動を行う

・適応指導教室「わかば教室」の指導体制

学習指導
わかばタイム・行事指導
生活・進路指導
教育相談
渉外等

◆適応指導教室「わかば教室」の主な年間行事計画

遠足、収穫祭、誕生会、スポーツ大会、音楽鑑賞教室、音楽会、図書館訪問、地域観察学習、奉仕活動（高齢者福祉施設訪問）、お茶会、夏休み学習会、書初め、卒業・進級を祝う会等

◇適応指導教室「わかば教室」への連絡先

☎042-592-0863 FAX042-592-1148

- イ 適応指導教室連絡会・活動参観を每学期1回行う。
- ウ 通室児童・生徒の活動状況報告を毎月行う。
- エ わかば通信を毎月1回発行する。
- オ 保護者会・活動参観・保護者面談を年4回行う。
- カ 市立各学校児童・生徒の学校適応状況把握を毎月行う。
- キ 市立小・中学校の訪問を年1回以上行う。
- ク 生活指導主任会における指導、助言を行う。
- ケ 民生・児童委員や他の相談機関等との連携を図る。

③ 「適応指導教室」指導担当

適応指導「わかば教室」には、教育センター・担当（7ページ）とともに、下記の指導担当者指導員及びカウンセラーが携わっている。

適応指導教室指導員

秋月 悠	小学生（全科） 音楽
岡崎 純子	英語 美術・図画工作 書写 生活指導
佐々木謙士	国語（作文・図書・書写） 数学 進路指導
松崎 将一	理科 社会 保健・体育 栽培活動
下山 栄子、菊川 民雄	e-ラーニングシステムを活用した個別学習指導
カウンセラー	
佐藤 充、中島 理恵	教育相談 面接

(3) 不登校児童・生徒への学習支援：e-ラーニングの実施

これは、不登校対策の観点から、これまで教育センター“わかば教室”で行ってきた通室者対象 e-ラーニング学習及び「在宅 e-ラーニング」の基礎調査研究をもとに学習支援の充実を図るとともに、日野市 e-ラーニング「ひのっ子学習システム」利用要綱に基づいて“わかば教室”及び学校との連携を図って「在宅 e-ラーニング」を実施する。

“わかば教室” e-ラーニング

①目的

わかば教室に通室している児童・生徒に対して、わかば教室で学習できる機会を利用して、児童・生徒の学習支援や学校復帰へのきっかけを促す。

②内容・方法

ア 一人一人の児童・生徒に応じた学習活動を支援するために、わかば教室で学習できる機会に行う。

イ e-ラーニング「ひのっ子学習システム」（以下「システム」という。）を活用して、個に応じた学習に取り組み、学習に対する興味関心を高め、学習への不安を解消する。

ウ 使用教材は、システム内の学習教材とする。

エ システムを利用する児童・生徒に対し、登校支援員及び登校支援スタッフ等が学習や課題解決への支援を行う。

オ 学習日：固定日→月：学習タイム1→中学生 学習タイム2→小学生

水：学習タイム1→小学生 学習タイム2→中学生

「在宅(家庭)」e-ラーニング

①目的

さまざまな理由から学校に登校できないなど、長期間の欠席状況にある、またはそのような傾向にある児童・生徒に対して、家庭で学習できる機会を保障し、児童・生徒の学習支援や課題解決への支援を行うことを目的とする。

②事業内容

ア 一人一人の児童・生徒に応じた学習活動を支援するために、自宅で学習できる機会を設定する。

イ e-ラーニング「ひのっ子学習システム」（以下「システム」という。）を活用し、個に応じた学習に取り組み、学習に対する興味関心を高め、学習への不安を解消する。

ウ 使用教材は、システム内の学習教材とする。

エ システムを利用する児童・生徒に対し、登校支援員及び登校支援スタッフ等が、随時家庭訪問等を行い、学習や課題解決への支援を行う。

IV 設置条例・施行規則

1 日野市立教育センター設置条例

(設置)

第1条 日野市における教育の充実及び振興を図るため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、日野市立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

(名称及び設置)

第2条 教育センターの位置は、日野市程久保550番地とする。

(管理)

第3条 教育センターは、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 教育センターは次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (2) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (4) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (5) 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。
- (6) 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 教育センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(運営審議会)

第8条 教育センターの運営について必要な事項を審議するため、日野市立教育センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育員委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1号から第3号までに掲げる者から選出された者の任期は、その在職期間とする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 11 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長及び副委員長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、審議会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(招集)

第 12 条 審議会は、必要に応じて委員長が招集する。

(議決)

第 13 条 審議会は、委員の半数以上が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数をもってこれを議決する。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(日野市立教職員研究室設置条例の一部改正)
- 2 日野市立教職員研究室条例(平成 5 年条例第 22 号)の一部を改正する。[次のよう] 略
(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。[次のよう] 略

2 日野市立教育センター設置条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日野市立教育センター設置条例(平成 15 年条例第 46 号)の施行について必要な事項を定める事を目的とする。

(職員)

第 2 条 日野市立教育センター(以下「教育センター」という。)に所長のほか、次の職員を置くことができる。

- (1) 主任研究員 (2) 事務長 (3) 専門職員 (4) その他必要な職員

(所長の任務)

第 3 条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 所長は、次の事項を専決する。

- (1) 教育センター運営の実施計画に関すること。
- (2) 主任研究員及び事務長の出張、研修命令及び休暇に関すること。
- (3) 教育センター全体に係わる定例的な事項に関する報告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(主任研究員、事務長及び職員の任務)

第 4 条 主任研究員は、所長の命を受け、調査研究、研修及び相談業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 事務長は、所長の命を受け、教育センターの庶務事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主任研究員及び事務長の専決事項については、日野市教育委員会事務局事務決裁規程(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 9 条の規程を準用する。

4 専門職員その他の職員は、上司の命を受け、教育センターの事務に従事する。

(部及び事務分掌)

第 5 条 教育センターの部及び事務分掌は、次のとおりとする。

調査研究部

- (1) 学校制度及び学校経営の調査研究に関すること。
- (2) 教育課程の調査研究に関すること。
- (3) ふるさと（郷土ひの）教育の調査研究に関すること。
- (4) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (5) 教育資料の収集、提供及び教育広報に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、調査研究に関すること。

研修部

- (1) 学校教育職員の研修に関すること。
- (2) 社会教育者（地域リーダー）の研修に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研修に関すること。

相談部

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育相談並びに教職員の相談に関すること。
- (2) 学校生活（適応）についての相談及び援助に関すること。
- (3) 電話等による教育相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相談に関すること。

事務部

- (1) 教育センターの庶務に関すること。
 - (2) 他の部に属さない事務に関すること。
- （委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

3 日野市適応指導教室設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、さまざまな要因により学校生活に適応できず、長期間の欠席状況にある児童・生徒に対して社会的自立及び学校復帰の援助を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するために、適応指導教室を設置する。

2 適応指導教室の名称は「わかば教室」とする。

（事業内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一人ひとりの児童・生徒に応じた社会的体験や学習活動を援助し、精神的な安定、好ましい人間関係、集団への適応力、学習意欲、望ましい生活習慣等の回復を図る。
- (2) 学校不適応児童・生徒の理解や対応のあり方について、学校及び保護者との相談を行う。
- (3) 学校、日野市教育相談室、スクールカウンセラー、その他関係機関との連携を図る。
- (4) その他教育長が必要と認める事業を行う。

（組織）

第4条 適応指導教室は、日野市立教育センターが所管し、指導員及びカウンセラーを置く。

（入室対象者）

第5条 入室対象者は、次の要件を満たす児童・生徒とする。

- (1) 日野市公立小・中学校に在籍する児童・生徒

(2) 不登校及びその傾向にある児童・生徒

(3) 保護者及び本人が入室を希望し、日野市教育委員会教育部学校課長、(以下「学校課長」という。)が認めた児童・生徒

(開設日及び開設時間等)

第6条 開設日は月曜日から金曜日とし、開設時間は午前9時から午後4までとする。

ただし、日野市立教育センター所長(以下「センター所長」という。)が特に必要があると認めたときは開設日及び開設時間を変更することができる。

2 日野市公立学校の休業日(都民の日及び在籍校の開校記念日を除く。)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は休業日とする。ただし、センター所長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(通室)

第7条 通室方法や通室往復途上の安全確保については、保護者の責任において行う。

(入室・退室手続き)

第8条 入室を希望する児童・生徒の保護者は日野市適応指導教室入室願(第1号様式)を在籍校の校長に提出する。

2 前項の規程による届出を受けた校長は日野市適応指導教室入室申請書(第2号様式)を学校課長に提出する。

3 学校課長は、入室の可否について、児童・生徒の在籍校の校長、指導主事及び適応指導教室指導員が協議した結果をもとに決定する。

4 学校課長は入室を許可した場合は、入室許可書を学校長とセンター所長に通知する。

(第3号様式)

5 退出する場合は、保護者は日野市適応指導教室退出願(第4号様式)を在籍校の校長に提出する。

6 前項の規定による届出を受けた校長は日野市適応指導教室退室申請書(第5号様式)を学校課長に提出する。

7 学校課長は退出を許可した場合は、退出許可書を学校長とセンター所長に通知する。(第6号様式)

(学校との連携)

第9条 センター所長は、在室児童、生徒について通室状況報告書(第7号様式)を作成し、在籍校の校長に報告する。

2 在籍校の校長は、学校の教育計画や教育活動等をセンター所長に提出し、学校復帰の協力をする。

(事故の対応)

第10条 適応指導教室の管理下で通室児童・生徒に事故が発生したときは、在籍校の校長はセンター所長からの事故報告に基づき日本体育・学校健康センターの医療費等の支給を申請する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

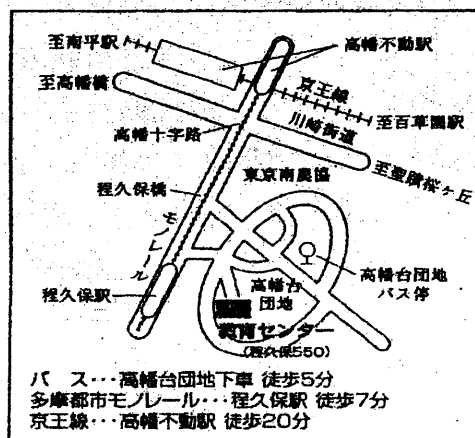
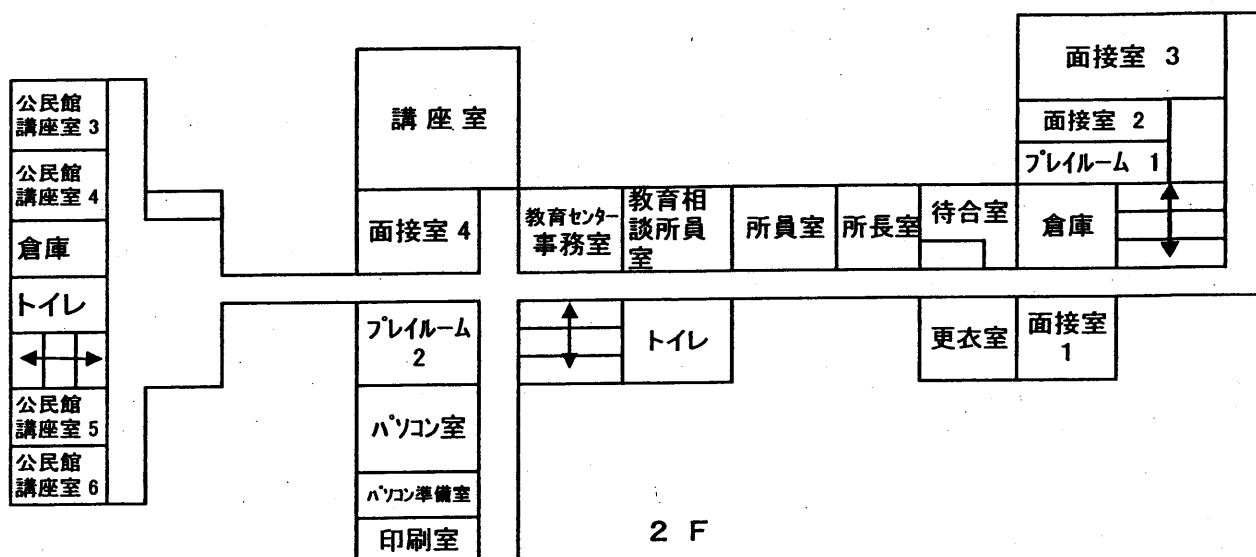
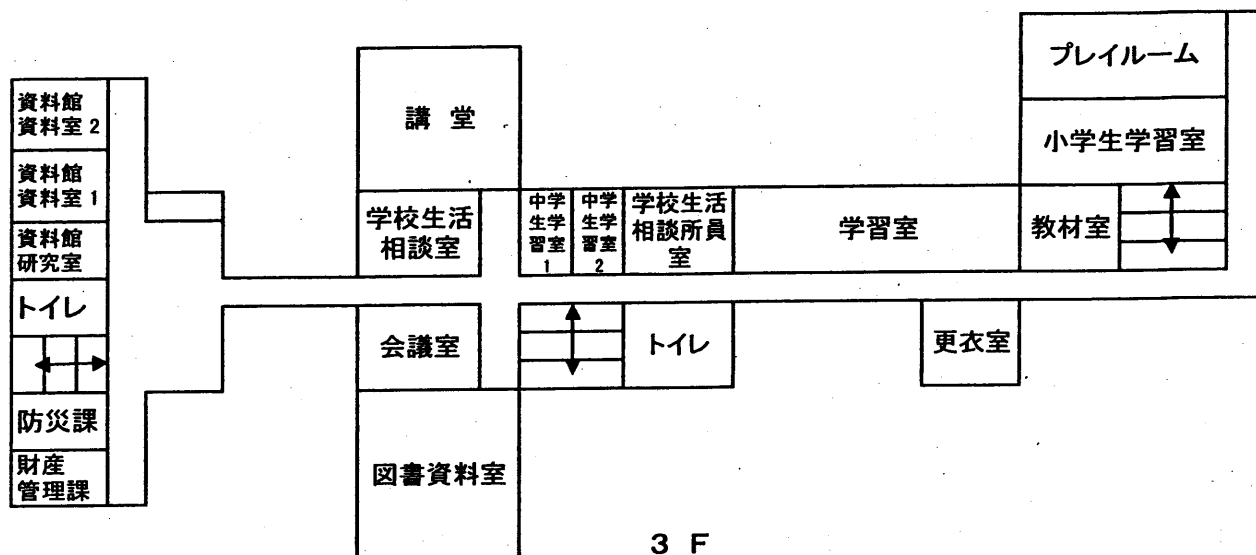
付 則 (平成15年6月2日)

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

V 教育センター案内図



【教育センター案内】

開館時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

休館日 土曜・日曜日、祝日、年末年始

場所 程久保 550 TEL592-0505 Fax592-1148